

## 中央教育審議会における「今後の地方教育行政の在り方」について 慎重な審議を求める

### 記

1 私たち自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的として、1921年に設立された、現在全国で約2000名を超える弁護士を擁する任意団体である。

私たちは、これまでも法律家団体としての立場から教育問題に取り組んできたが、本年10月11日に発表された中央教育審議会教育制度分科会の審議経過報告（以下「経過報告」という。）には、下記に述べるとおり看過できない問題点があるため、その問題点を指摘し慎重な審議を重ねることを求める。

2 「経過報告」は、教育再生実行会議の「教育委員会の在り方について（第二次提言）」をもとにした文科大臣の諮問を受けとりまとめられたものである。しかし、そもそも、教育再生実行会議は、2013年1月15日の閣議決定に基づき設置されたものではあるが、その構成員は日本教育再生機構等や特定の政治的団体に関する者が半数以上を占める極めて政治的な組織である。「経過報告」は、この極めて偏向した教育再生実行会議の提言を受け、その政治力を背景とした圧力から、同会議の提言の枠内でこれに沿った議論が展開されていっているように思われる。

3 教育再生実行会議の第2次提言は、①教育委員会が非常勤委員の合議体であるという一面を攻撃し、これを理由として現行法上教育委員会から選出される教育長を自治体の首長によって任命させることができるものとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員人事の決定権を教育長に与えるなど教育長の権限を大幅に強化するという教育委員会制度の変更、②教育の最終的な責任は国にあるとして、地方教育行政に対する国の是正改善の指示権限などの国による地方教育行政への権限強化などを主な内容とするものであった。

4 これに対する「経過報告」は、①教育委員会制度については、「教育委員会の現状に対する国民の問題意識を踏まえると、最も抜本的な改革案」であるとして、教育再生実行会議が提言する、首長によって選ばれる教育長を教育行政の責任者とし、教育委員会を単なる「首長の付属機関」に貶める案（A案）を紹介した。しかし、このような案は、政治的な存在である自治体の首長によって、教育行政が不当に支配される恐れのある極めて危険な案である。教育における政治的中立性、継続性、安定性を考える際には、このような案は到底認められるものではない。この事は、大阪における橋本市長による教育行政への過度な介入などの実例からも明らかである。一方で、教育委員会を執行機関とする案（B案）も審議されているものの、あくまでも教育長が首長により任免され、その権限強化を図ることを前提としている。B案は教育委員会を執行機関であると形式的は言いながら、その審議事項を基本方針等の限られた事項に大幅に限定するならば、実質的にA案と何ら違いのないものとなる恐れがある。このような案は教育委員会の形骸化をより一層進行させるものというほかない。

5 また、②国による地方教育行政への権限強化の側面についても、教育再生実行会議の提言どおりの案が提案され、議論が行われているが、国による地方教育行政への関与を強

化することは、教育の中央集権化に結びつき、戦前の教育の反省から、戦後教育の目標であった教育の民主化、地方分権化を著しく阻害させ、再び同じ過ちを犯すことにもなりかねない。育鵬社の教科書の採択を巡って、是正要求の対象とまでなった沖縄県八重山採択地区における教科書採択問題などで明らかなように、国による教育行政への不当な介入は現実の危険性をもった問題であることを忘れてはならない。

6 我が国の教育行政は、政治権力によって利用され続けた戦前の教育の在り方の反省の上に立ち、その不当な支配から教育を自由なものとするため、教育行政は政治権力から独立したものとして制度設計されたものである。

教育再生実行会議の提言を所与の前提としてはならない。私たち自由法曹団は、中央教育審議会における議論を行う際にも、この我が国の経てきた歴史的事実、またそれを克服するために制度設計を行ったその理由を忘れず、慎重にも慎重を重ねた真摯な審議が行われることを強く求めるものである。

2013年11月5日

自 由 法 曹 団  
団 長 篠 原 義 仁